

補統分支第215号(2020. 3. 4)

補統分支第349号 (3. 3. 19)一部改正

陸上自衛隊補給統制本部
オープンカウンター方式実施要項

補給統制本部調達会計部

陸上自衛隊補給統制本部オープンカウンター方式実施要項

(目 的)

第1条 この要項は、分任支出負担行為担当官補給統制本部調達会計部長（以下、「分担官」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）を行う場合の取扱いについて定めることを目的とする。

なお、本実施要項に定めのない事項は「入札及び契約心得」による。

(定 義)

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）（以下「会計法」という。）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積り合わせにおいて、見積りを徴する相手者を特定することなく、見積り合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対 象)

第3条 この要項は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、分担官がオープンカウンター方式によることが適当であると認めたものを対象とする。

(対象案件の公表)

第4条 対象案件は、別紙第1「陸上自衛隊補給統制本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について」の名称を付し、補給統制本部ホームページ、陸上自衛隊補給統制本部の掲示板（以下「ホームページ等」という。）で公表する。公表に付す事項は、件名、納入（履行）場所、納期（履行期限）、見積り依頼書公表日及び見積り書提出期限等とする。なお、公表期間は14日間を基準とする。

(参加資格)

第5条 見積り合わせに参加することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する者とする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 原則として、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることに限定し

た条件を付すことは行わず、当該資格を有しない者であっても見積書を提出できることとする。

- (4) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを要件とする場合、D等級以上に格付けされている者
- (5) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを要件としない場合、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」若しくは同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者又は当該認定を受けていない中小企業・小規模事業者であって、参加しようとするオープンカウンター件名リストの案件と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者等、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明でき、分担官から参加が認められた者
- (6) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」又は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者は各契約機関で実施される競争入札に参加することはできないものとする。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合ウア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 現に指名停止を受けている者の下請負については、認めないものとする。

(9) 「入札及び契約心得3.4.2」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約する者

(見積書の提出等)

第6条 見積り合わせに参加を希望する者は、ホームページ等で掲載又は分担官が手交した見積依頼書、本要項、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積もりしなければならない。

2 前項において希望があれば、手交に替え仕様書等をファックス等にて受領することができる。

3 見積書の様式は別紙第2のとおりとし、次の要領により記載ものとする。

(1) 件名、金額、数量、納期、納入場所、日付等を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）名、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

(2) 見積金額の訂正をしないこと。

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。

(4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと。

(5) 契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、見積り合わせ参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の

110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(6) 前各号に掲げるほか、分担官の指示に違反しないこと。

4 見積書及び前条第3号で定める参加資格を証明する書類の写しの提出に当たっては、持参のほか、郵送又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。

この際、封筒表面に件名リスト一連番号及び件名を朱書きすること。

5 前項において、見積書の提出期限までに担当者の手元に到達しなかった見積書は無効とする。

6 一度提出した見積書の引換え、変更及び取り消しは認めない。

(同等品の承認)

第7条 同等品等による見積書の提出を希望する者は、同等品の申請をして見積書の提出期限までに承認を得るものとする。

(見積り合わせ)

第8条 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書の提出がないときは、分担官が選定した者へ見積りを依頼することができる。

2 見積り合わせに参加を希望する者は、オープンカウンター件名リストの参加希望申請期限までに担当者へ連絡するものとする。この際、別紙第3「参加申請書」及び第5条(4)に示す資格の写し、または同条(5)に示す認定書もしくは契約書類を提出するものとする。

なお、既に資格の確認及び認定書の確認を受けている者は除く。

3 見積り合わせに参加する者は市場価格調査等に協力するものとする。

(無効な見積書)

第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書

- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、分担官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約相手方の決定)

第10条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。くじ引きについては入札に関係のない補給統制本部の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

3 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知することとし、その他の通知は行わない。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、分担官から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを分担官に提出しなければならない。ただし、分担官から書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方は、前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

3 契約の相手方が契約を結ばないとき及び前項の場合、見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(契約書又は請書の作成)

第12条 契約書又は請書の作成の要否については、見積依頼書に記載する。

2 契約条項は、補統分支第365号「補給統制本部標準契約書等（通達）（3. . .）」を適用する。契約内容により「標準契約書」により難しい場合は、見積依頼書にその旨

記載する。

(異議の申立て)

第13条 本要項による見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不備を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第14条 その他本要項による契約は、次の事項によるものとする。

- (1) 都合により見積り合わせを取り止めることがある。
- (2) 見積書作成及び提出等にかかる費用は、見積り合わせに参加する者が負担する。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 分担官は、契約の相手方を決定するために、見積り合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

(基準)

見 積 書

件名リスト一連番号	
-----------	--

見積金額¥ _____ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品 目	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
納入場所 (履行場所)				納 期 (履行期限)	
契約保証金	免 除			見積書有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「陸上自衛隊補給統制本部オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊補給統制本部

調達会計部長 ○○ ○○ 殿

住 所

会 社 名

代 表 社 名

担 当 者 氏 名

連 絡 先

参加申請書（オープンカウンター方式）

分任支出負担行為担当官

補給統制本部 調達会計部長 殿

※ 内のみ記入して下さい。

件名リスト番号	件名				
		業 者 名	担当者	住所	T E L
					F A X

上記のとおり、オープンカウンター方式に参加します。

受 付 年 月 日	受 付 （ 受 領 ） 者 確 認			
	受領者	担当者	係長	班長
(時 分)				

参加申請書（オープンカウンター方式）

分任支出負担行為担当官

補給統制本部 調達会計部長 殿

※ 内のみ記入して下さい。

件名リスト番号	1	件名	○○○○○ほか10件		
業者名	担当者	住所	T E L		
平野文具（株）	平野	東京都北区十条台1-5-70	03-3908-5121		
			F A X		
			03-3908-5122		

上記のとおり、オープンカウンター方式に参加します。

受付年月日 (時 分)	受付（受領）者 確認			
	受領者	担当者	係長	班長
	記名	記名	記名	記名